情報ファイル

information file

国保

国民健康保険税納めないとどうなるの

国民健康保険（国保）は、いつ病気やけがをしても安心して医療を受けられるように、加入者全員でお金（国保税）を出し合って、必要な医療費を負担していこうという助け合いの制度です。

災害などの特別な理由もなく国保税を納めない方には、納めている方との公平性を維持するため、「短期保険証」や「資格証明書」を交付するなどの滞納措置がとられます。

また、督促を受けたり、延滞金が加算されたりするだけではなく、滞納処分（財産の差し押さえなど）の対象になることもあります。

「短期保険証」とは

国保税を滞納している世帯に交付される、有効期限の短い保険証です。国保の給付を受けることはできますが、更新のたびに市役所で納税相談を行っていただき、国保税の納付をお願いします。

「資格証明書」とは

国保税の滞納が1年続いた場合に、保険証を返還していただき、その代わりに交付する証明書です。「資格証明書」は国民健康保険に加入していることを証明するだけであり、保険証のように1～3割の窓口負担で医療を受けることはできません。かかった医療費の全額をいったん自己負担し、後日、申請により医療費の7～9割が払い戻されます。

さらに滞納が続くと

「資格証明書」を交付されている世帯が、納期限から1年6か月を経過しても滞納を続けている場合は、国保の現金給付（療養費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費など）の一部または全部が差し止められます。なお滞納が続く場合は、差し止められている現金給付の全部または一部が、滞納している国保税に充てられることになります。

納付が困難なときは相談してください

災害などやむを得ない事情により国保税の納付が困難な場合は、申請により国保税の減免が認められることがあります。また、分割納付などもできる場合がありますので、滞納のまま放置をせず、早めに相談してください。

問合せ先
・市民窓口グループ ☎52-11111（内線261・262）
・市税務グループ（納付相談） ☎52-11111（内線241・243）

医療

後期高齢者福祉医療費受給者証の更新

後期高齢者福祉医療費受給者証を持っている方で、有効期限が7月31日(水)までとなっている方は、更新の手続きが必要です。

該当する方には、6月下旬に後期高齢者福祉医療費更新申請書を送付しましたので、必要事項を記入して、かならず7月12日(金)までに返送してください。

返送が遅れると、月末までに新しい受給者証を送付できませんので注意してください。

問合せ先
市民窓口グループ ☎52-11111（内線227・217）

母子家庭等医療費受給者証の更新

母子家庭等医療費受給者証の有効期限は7月31日(水)までのため、対象の方は、例年同様更新の手続きが必要です。

まだ更新申請が済んでいない方、前年所得状況を申告していない方は、至急手続きをしてください。

手続きが遅れると、月末までに新しい受給者証を送付できませんので注意してください。

問合せ先
市民窓口グループ ☎52-11111（内線227・217）

7月は「愛の血液助け合い運動」月間です

いつでも患者さんに血液をお届けできるよう、献血にご協力ください。

献血のご案内

日時 7月6日(土) 午後1時30分～4時
場所 Tぽーと
問合せ先 いきいき広場内地域福祉グループ ☎52-9871